県立美術館長 県立歴史博物館長 県立人と自然の博物館長 県立 考古博物館長 県立コウノトリの郷公園長 県立コウノトリの郷公園長 県立コウノトリの郷公園長

社会教育課長

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

このことについて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、「イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について」が示されました。

ついては、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

【本件問い合わせ先】

社会教育課社会教育課 施設·管理班 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927 E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

兵庫陶芸美術館長 横尾忠則現代美術館長

> 兵庫県教育委員会事務局 社 会 教 育 課 長

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

このことにつきまして、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対 策推進室より、「イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について」 が示されました。

つきましては、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

各市町社会教育施設所管課 御中

兵庫県教育委員会事務局 社 会 教 育 課

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことにつきまして、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対 策推進室より、「イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について」 が示されました。

つきましては、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

各教育事務所 御中

社 会 教 育 課

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

このことについて、別添写しのとおり各市町社会教育施設担当課あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】 社会教育課 施設・管理班 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927 E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡 令和3年12月17日

各都道府県知事 殿 各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

イベント開催等における必要な感染防止策については、令和3年11月19日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」において、都道府県及び関係省庁を通じて要請、周知いただきたい項目を定めているところです。

都道府県及び関係各府省庁におかれては、国内外での変異株の感染状況も踏まえ、イベント開催等に当たり、必要な感染防止策が徹底されるよう、下記の点についてイベント主催者等及び業界団体に対して改めて周知徹底いただくようお願いいたします。

記

- ・イベント開催等における必要な感染防止策の実施
  - <感染防止策の内容(詳細は別紙参照)>
    - ①飛沫の抑制 (マスク着用や大声を出さないこと) の徹底
    - ②手洗、手指・施設消毒の徹底
    - ③換気の徹底
    - ④来場者間の密集回避
    - ⑤飲食の制限
    - ⑥出演者等の感染対策
    - ⑦参加者の把握・管理等
- ・上記感染防止策の実効性を担保するための感染防止安全計画やチェックリストの着実な運用、業種別ガイドラインの遵守

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制(マスク着 用や大声を出さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる  *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。  *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。  *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。  *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
②手洗、手指・施設消毒 の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の 設置や場内アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・ 1回に5分間以上)の徹底 *室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)
⑦参加者の把握・管 理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。